

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		食品の回収等の措置命令、業務停止命令（衛生事項に係るもの）	
根拠条例・規則等名		食品表示法	
条 項		第 6 条 第 8 項	
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 生活衛生課（電話：048-829-1300）	
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定（処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため）	
	設定等年月日	年 月 日 設定	年 月 日 最終改正
備 考			